

諮問番号：令和元年度諮問第7号

答申番号：令和元年度答申第7号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人の口座に入金された金銭は、請求人が携帯料金及び知人の借金の仲立ちをしていたこと、また、知人から買い物を頼まれたことによるものであるから、請求人の収入ではないにもかかわらず、処分庁が口座に入金された事実のみをもって不正受給と認定したのであり、原処分（生活保護法に基づく費用徴収処分）は違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

請求人は、請求人の口座に入金された金銭は、請求人が携帯料金及び知人の借金の仲立ちをしていたこと、また、知人から買い物を頼まれたことによるものと主張するが、当該主張を裏付ける証拠はない。請求人は、処分庁への収入申告義務を怠り保護費を不正に受給したものと認められるから、原処分は適法である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、請求人の口座に入金された金銭は、請求人が携帯料金及び知人の借金の仲立ちをしていたこと、また、知人から買い物を頼まれたことによるものであるから、請求人の収入ではないにもかかわらず、処分庁が口座に入金された事実のみをもって不正受給と認定したのであり、原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、本件における未申告金が請求人の収入でないと認めるに足りる客観的な証拠がない以上、請求人の収入であると認定するほかなく、請求人が法第61条の規定による届出義務に違反したのは明らかであり、請求人が不正な手段により保護費の支給を受けたと判断するのが相当である。また、処分庁が請求人の口座に入金された金額を確認し、原処分を行ったことに違法又は不

当な点はない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和元年5月27日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月31日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第78条第1項は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができると規定する。

その趣旨は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者は刑法等の規定によって処罰されるが、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させるというところにある。

また、法第78条に基づく費用徴収に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれ、刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広いとされている。そして、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合には、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第78条を適用し、その徴収額は不正受給額を全額決定すべきものとされている。

この点、請求人は、請求人の口座に入金された金銭は、請求人が携帯料金及び知人の借金の仲立ちをしていたこと、また、知人から買い物を頼まれたことによるものであるから、請求人の収入ではないにもかかわらず、処分庁が口座に入金された事実のみをもって不正受給と認定したのであり、原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、特定の個人名義の預貯金口座にされた入金は、その個人に宛ててされたものであり、その個人がこれを自らの資産として活用し得るのが通常であるから、これに反する特段の事情がない限り、当該入金は、その個人の収入に当たると解するのが相当であり、本件における各入金は、いずれも請求人名義の預貯金口座にされているのであるから、当該各入金に係る金員が請求

人の資産には当たらないと評価すべき特段の事情のない限り、請求人の収入に当たり、請求人は、法第61条に基づき、これを処分庁に対して届出をすべき義務を負うものというべきである。この点につき、本件に現れた事実関係によれば、請求人の長男の未申告の稼働収入について平成22年に請求人が法第78条の規定による費用徴収処分を受けていたこと、処分庁は請求人に収入の届出義務を履行するよう法第27条第1項の規定により指示していたこと及び請求人が処分庁に収入申告に係る義務を理解している旨の文書を提出していたことが認められるから、請求人は、法第61条の規定により、収入、支出その他生計の状況に変動があったときには処分庁に届出をしなければならないということ認識していたというべきである。他方、請求人は、処分庁に対する届出義務を履行していないということにとどまらず、自らの口座への66回にわたる総額350万円余の入金が請求人の資産には当たらないと評価すべき特段の事情があるとす客観的な資料も十分に提出していない。したがって、請求人名義の口座にされた入金を請求人の収入と認定し、法第78条第1項を適用した処分庁の判断に違法又は不当な点があるということはできず、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子